

令 和 8 年 2 月
住 宅 局 建 築 指 導 課
住 宅 局 参 事 官 (建 築 企 画 担 当) 付

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案
確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案について

1. 背景

建築分野における生産性の向上を図るため、3次元の形状情報及び属性情報を併せ持つ建物モデルをデジタル上に構築するシステムである BIM (Building Information Modelling) の活用に官民が連携して取り組んでいる。行政、学識者、関係者からなる建築 BIM 推進会議 (※) において、令和元年 9 月に公表された「建築 BIM の将来像と工程表」に基づき、建築確認における BIM の活用を図るための環境整備について検討を進めてきたところ、令和 8 年 4 月 1 日より BIM モデルにより作成した図書を用いた建築確認の開始を予定しており、その実施に向けて建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。) 及び建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する指針 (平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。) について、所要の改正を行う必要がある。

併せて、構造方法等の認定の申請手数料 (法第 97 条の 4 第 1 項第 1 号) について、昨今の材料費及び人件費の高騰を踏まえ、額の見直しを行うとともに、建築材料の不燃性能等の性能評価に係る新たな試験方法について手数料を定める必要がある。

(※) 官民が一体となって BIM の活用を推進し、建築物の生産プロセス及び維持管理における生産性向上を図るため、学識経験者や関係団体からなる会議体

2. 改正の概要

- (1) BIM モデルにより作成した図書により、建築確認を申請する場合の誓約書の確認申請書類への追加 (施行規則第 1 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 2 条の 2 第 1 項並びに第 3 条第 1 項から第 3 項まで関係)

BIM モデルにより作成した図書により確認の申請 (法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項 (同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)) 又は計画の通知 (法第 18 条第 2 項又は第 4 項) を行う際に申請者が提出すべき書類に、当該図書が適正に作成されていることを誓約する書類 (誓約書) を追

加する。

**(2) 同一の BIM モデルにより作成した確認申請書の添付図書の記載事項相互の整合性
確認の省略（指針告示第 1 第 2 項第 1 号関係）**

指針告示においては、確認の申請又は計画の通知を受けた審査者による審査の実施の際に申請書等の記載事項が相互に整合していることの確認（以下「整合性確認」という。）を求めているところ、属性情報が紐付いた 1 つの 3 次元モデルを平面に切り出すことにより、整合した図面を容易に作成することが可能であることを踏まえ、1 つの BIM モデルにより作成した図書による申請又は通知があった場合であって、誓約書の提出があったときは、当該審査において整合性確認を不要とする。

(3) 工作物に係る高度な構造計算の認定に係る軽微な変更の申請手数料の改正について（施行規則第 11 条の 2 の 3 第 2 項関係）

法第 68 条の 25 第 1 項の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を行う場合の申請手数料は、原則、認定区分にかかわらず一律で課される額（以下「一律額」という。）に、各認定の初回の性能評価に係る手数料額（以下「区分対応額」という。）の 1/10 を加算した額としているところ、材料費及び人件費の高騰を踏まえ、工作物高度構造計算（※1）の認定についての軽微な変更を行う場合に係る申請手数料を、法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する建築物に係る高度な構造計算の認定について軽微な変更を行う場合と同様に、一律額に区分対応額の 1/3 の額を加算した額に改める。

（※1）建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 139 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号ロ（これらの規定を令第 140 条第 2 項、令第 141 条第 2 項又は令第 143 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 144 条第 1 項第 1 号ロ及びハ（2）に規定する工作物に係る高度な構造計算

(4) 不燃性能等の評価の新たな試験方法に係る申請手数料の新設について（施行規則別表第二関係）

建築材料の不燃性能等の性能評価について、求める性能及び建築材料の種類に応じて区分対応額を定めているところ、今般、不燃性能等の確認方法の知見の蓄積により、不燃性能等を確かめるための試験方法が追加されたため、それらについて、求められる性能、建築材料の種類及び試験方法に応じて区分対応額を定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和8年3月下旬

施行 令和8年4月1日